

1 いじめ防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な認識

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものである。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

このような考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) 学校がいじめに対する基本姿勢

いじめ防止のための基本姿勢として、以下のポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じ、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ④ 学校と家庭が協力して、事前・事後の指導にあたる。

(3) 育てたい児童の力や教師の役割

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らせる。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

この組織としては、本市においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。それを受けて、本校でも、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むこと

のないよう「生活サポート委員会」として対応する。

組織は、校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、生活サポート主任、養護教諭で構成する。ただし小規模校である本校の実態から基本的には全職員ですべての事案に対応する。事案によっては、スクールカウンセラー、教育相談員等の助言、協力を要請する。

(1) 「生活サポート」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに、「いじめ防止年間指導計画」（資料1）に従って取り組んでいく。その際、「いじめ早期発見・事案対処等のマニュアル」（資料2）をもとにする。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童どうしの関わりを大切に、互いに認め合い、ともに成長していく学級学校づくりを進める。
 - ・小規模校という特性を生かし各学年1～3名、一班12人程度の縦割り班（だるま班）活動を進める。
 - ・遠足、縄跳び等の班対抗のための練習、日常の遊びや清掃活動を通し、上学年の子が下学年の子の手本となって面倒を見る、また、下学年の子は上学年の子の様子を見て自分の手本とするといった活動を学校生活の中心に位置づける。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
6月18日の「豊橋・学校いのちの日」を活用し、本校では命の大切さを確認するための道徳の授業を行う。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。健全育成講演会等を利用し、校区にも周知するようにする。
- オ 発達障害のある児童やその疑いのある児童、特別支援学級に在籍している児童、または外国人児童等に対しては、周囲から理解されずに孤立し、いじめとして認知されにくいことがありうる。また、家庭の状況等からいじめにつながる場合も想定し、児童の背景を十分理解した上で適切に対処をする。
- カ LGBTなどの「性的マイノリティ」についての見識を深め、困り感のある児童の問題事例が発生したときには、対応チームを早急に編成し、対応にあたる。保護者や関係諸機関との連絡をとり、周囲へのはたらきかけや環境整備を行う。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
アンケートは年3回（夏・冬・春休み前 ただし春休み前は学校評価で対応）、そのうち2回（夏・冬）は担任による教育相談を全児童に対して行い、その後の保護者との個別懇談会に活用する。
- イ 毎月1回生活サポート委員会を開き、情報交換を行うと同時に全職員が全児童に対し理解を深める。また、必要に応じてミニ生活サポート委員会を開き、問題の早期発見に努める。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ 校内相談室（家庭科準備室）を整備し、児童が相談しやすい環境を整える。
- オ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。
- カ ハイパーQUを実施し、児童理解や学級経営に生かす。
- キ 性的マイノリティに対する教員の研修を行い、個性尊重の考えを全校児童に伝えていく。
- ク 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」（資料3、4）で常にいじめの早期発見に努める。
- ケ 「面談週間の実施」
- ・いじめに関することや心の悩みを聞き、児童の精神的なストレスを開放する。
 - ・人権・人格に関わる言葉の暴力を抑止する。
 - ・学級活動や朝・帰りの会などで、児童が困り感を吐露できる場を保障する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「嵩山小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、P D C A サイクル（P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートをし、生活サポート委員会がいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。
- (4) 生徒指導主任は、「いじめ防止対策のためのチェックリスト」（資料5）で、本校の取り組みとして、いじめ防止対策が機能しているか確認する。

【重大事態発生時の調査対応図】

